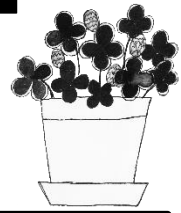


平成 30 年度年末たすけあい募金

施設配分のご案内

神奈川区内の地域福祉推進を目的として、年末たすけあい募金の一部を区内の障害関係施設に対して配分を行います



<申込期間>

平成 30 年 8 月 2 日 (木) ~ 平成 30 年 8 月 24 日 (金) **厳守**

<配分対象期間>

平成 30 年 10 月 1 日 (月) ~ 平成 31 年 12 月 28 日 (金)

1 対象となる施設

神奈川区内の障害関係施設

- ◆神奈川区内を中心に活動している福祉団体。法人は、特定非営利活動法人もしくは一般・公益社団法人（作業所・グループホームを運営している団体に限る）を対象とし、社会福祉法人は対象になりません。

障害者地域活動ホーム / 障害福祉サービス事業所 / 中途障害者地域活動センター
地域活動支援センター地域作業所型 / グループホーム

2 配分の対象

※ (A) (B) いずれかの申請となります

(A) 備品購入費 ※1 施設で 1 備品の備品購入の申請はできません。

施設に必要なもので一過性のものではなく、繰り返し使用する 1 万円以上のもの

【注意点】

- ① 申込時の物品が購入時に品切れになっている場合
⇒同等の金額で同じ種類の物品を購入いただきます
⇒購入物品の変更はできません（申込はテレビ→掃除機に変更は認められません）
- ② 物品に必要な消耗品がある場合
⇒あくまで備品購入費ですので、付属する消耗品は対象外です
(プリンタ購入時の見積書にインク代金を追加することはできません)

(B) 建物修繕費

施設での事業展開を継続していく上で必要な修繕費

3 配分金額

配分上限額：18 万円（障害者地域活動ホームは 35 万円）

※総予算額（税込）に対して 20%以上の自主財源が必要です

4 配分の流れ（申込～配分）

※本配分金は、事業実施後の配分となります
（配分金の前渡しは行いません）

1 受付

- （受付期間） 平成30年8月2日（木）～ 8月24日（金）
（受付時間） 月～金（祝日を除く） 9：00～17：00
（受付場所） 神奈川区社会福祉協議会 窓口（郵送不可） ※最終面地図参照

【提出書類】

（A）備品購入費を申し込む場合

配分申込書（様式4）・見積書（原本）・購入予定物品のパンフレット

（B）建物修繕費を申し込む場合

配分申込書（様式4）・見積書（原本）・修繕前の現状写真（不具合部分のわかるもの）

2 審査

助成金総合審査委員会にて、配分の可否や配分予定額について決定します。

3 決定通知

10月上旬までに、申込団体全てに事務局より配分の可否についての審査結果を文書にて通知します。

【送付内容】①交付決定について / ②完了報告書・収支決算書 / ③配分請求書
（様式5-1） （様式5-2） （様式6）

4 事業の変更

やむを得ない事情により内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

5 配分方法

（1）平成30年12月28日（金）までに次の書類・帳票を提出してください。（厳守）
期間内にご提出いただけない場合、配分できないことがあります。

【提出書類】

完了報告書・収支決算書 / 配分請求書 / 通帳コピー（表紙と1ページ目）
（様式5-1） （様式5-2） （様式6）

収支報告書に対応する領収証（写し）

- ・報告内容を確認した後、指定の金融機関口座へ振込を行います
- ・振込時期は平成31年1月末を予定しています

5 他の助成金との重複について

- （1）平成30年度年末たすけあい募金＜事業配分＞との重複はできません
（原則1団体1配分）
- （2）神奈川区社協ふれあい助成金との重複はできません（同一事業の場合）
- （3）その他、県共同募金会・各種団体・各種基金助成金との重複はできません

6 配分予算額（総予算額）

予算総額：1,000,000円

申込総額が配分予算額を超えた場合、各団体への配分額が申込額に満たない場合がありますのでご了承ください

7 配分の制限について

配分金額により、次のとおり配分制限（配分を受けられない期間）がありますのでご注意ください。

（1）障害者地域活動ホームの場合(例)

配分金額	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
15～25万円未満		○	×	○	×	○	
25～35万円	○	×	×	○	×	×	○

※15万円未満の配分については上記の配分制限はありません

（2）その他の対象施設(例)

配分金額	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
7～12万円未満		○	×	○	×	○	
12～18万円	○	×	×	○	×	×	○

※7万円未満の配分については上記の配分制限はありません。

8 注意事項

- （1）審査の結果、申込内容により配分できない場合があります。
- （2）申込書や報告書類に虚偽など、不正な内容が記載されている場合は、配分額の減額や配分取消を行います。（交付済みの場合、返還していただきます）
- （3）総予算額（税込）に対して20%以上の自主財源が必要です。（再掲）
- （4）配分を受けた団体は、個人情報を除き配分内容等について公開します。
- （5）備品購入でポイント制度のある店舗（大型電器店等）をご利用になった場合、ポイント相当分を配分決定額から減額します。

（例）10万円のテレビを購入予定（自主財源2万円 配分金8万円で申込）



10万円のテレビを購入（自主財源2万円 ポイント1万円分 配分金7万円）

9 共同募金運動への協力

配分を受けた団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力（街頭募金等）を可能な範囲でお願いします。また、購入物品等に「年末たすけあい配分事業」と明記をお願いします。

（ありがとうシールを配布します）



社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825
横浜市神奈川区反町 1-8-4
はーと友神奈川 1F
電話：045-311-2014
FAX：045-313-2420

